

里親相談会 のお知らせ

家庭で暮らせない子どものために ～地域で支える「家庭養育」～

和歌山県内には、様々な事情で保護者と暮らすことが出来ない子どもたちがいます。

家庭を必要とする子どもたちのために、「おかえり」と「ただいま」を言える場所になりませんか？

「養育里親」・「養子縁組里親」・「週末里親」等、いろいろな形で家庭に迎えてくださる里親さんを探しています。

子どもたちの笑顔のために「里親」をはじめませんか？

里親相談会・里親制度パネル展示を開催します。お気軽にご相談ください。

パネル展示

展示期間：3月14日(月)～3月18日(金)

里親相談会

日時：3月18日(金) 10時～12時/13時～16時

場所：湯浅町役場 1階 相談室2

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため完全予約制になります。

※状況により日程が変更になる場合もあります。

お問い合わせ

里親支援センター「なでしこ」

☎0736-69-1004

健康推進課 保健子ども係 (9番窓口)

☎65-3008

子育て世帯への臨時特別給付金(町独自支援) 給付のご案内

☎ 健康推進課保健子ども係(9番窓口) ☎65-3008

湯浅町では、すべての子どもに公平に給付金が行き渡るよう、町内の子育て世帯を支援するための町独自の施策として、国の子育て世帯臨時特別給付金事業で所得制限により対象外となった世帯に対し、子ども一人につき10万円を給付します。

(本事業の財源については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用します。)

■給付額 対象児童一人につき10万円

■対象世帯

- ①湯浅町から令和3年9月分の児童手当「特例給付」を受給された世帯
- ②所属庁から令和3年9月分の児童手当「特例給付」を受給された公務員の世帯
- ③令和3年9月30日時点で高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童で、所得制限のため子育て世帯臨時特別給付金の支給対象外となった世帯
- ④親が別居中または、給付対象判定基準日(令和3年9月30日)以降に離婚したため、18歳以下の子どもを扶養しているのに、ひとり親家庭に給付金が届かない事例の世帯

※①に該当する方には、1月下旬にプッシュ型(申請不要)での支給案内を送付しており、2月中旬頃の支給を予定しています。

※②、③に該当する方には、申請書類等を湯浅町から送付します。給付を希望される方は、令和4年2月25日(金)までに申請してください。なお、給付時期は、申請からおおむね3週間後です。

※④に該当する方は、上記お問い合わせ先へご相談ください。